

事務連絡
平成23年3月23日

各 地方厚生（支）局 御中

厚生労働省 大臣官房 地方課
医 政 局
健 康 局
医薬食品局 食品安全部
雇用均等・児童家庭局
社会・援護局

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う各養成施設等の対応について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に関しては、被災した各養成施設等の受験生及び学生等のもとより、その他の各養成施設等においても当該地震により被災した地域に関わりのある受験生及び学生等について、現に入学者選抜試験や授業、試験等を受けられないなどの支障が生じていると聞き及んでいます。

ついては、被災した受験生及び学生等（計画停電により入学者選抜試験や授業、試験等を受けられないなどの支障が生じた受験生及び学生等を含む。以下同じ。）が入学、修学、資格取得等において不利益を被ることのないよう、下記のとおり、各養成施設等に対して関係法令に抵触しない範囲において特段の配慮をお願いしますので、貴局におかれましては、管内の各養成施設等に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

（1）入学者選抜、入学手続等における配慮

被災した受験生等の立場を最大限考慮し、受験ができなかった者に対する追加試験の実施や、出願書類の逸失、郵便物の遅延等に対する特段の配慮をお願いしたいこと。

被災した入学予定者等に対しては、入学手続期間の延長や、初年度納付金等の徴収猶予・減免など、各養成施設等の実情に応じて、採りうる措置を検討されたいこと。

（2）卒業、進級等における配慮

被災した学生等の各学年の課程の修了、履修単位の認定及び卒業の認定に当たって

は、学生等の修学、資格取得等に不利益が生じないように、時間割の変更、補講の実施又は成績評価等における弾力的な取扱いなど、特段の配慮をお願いしたいこと。また、被災した学生等の次年度以降の修学を支援するため、授業料等の徴収猶予・減免など、各養成施設等の実情に応じて、採りうる措置を検討されたいこと。

(3) 転学等における配慮

被災した地域の各養成施設等への入学を予定している者や在学生等の中には、他の地域の養成施設等への入学先の変更や転学を希望する者があることも予想されることから、これらの者の入学先の変更や転学についても、弾力的に取り扱われたいこと。仮に、授業の再開が当面困難となる養成施設等がある場合には、その入学予定者、在学生等の修学の機会を確保する観点から、特段の配慮をいただきたいこと。